

目黒区保健医療福祉計画改定素案に対するパブリックコメントの実施結果について

1 パブリックコメントの概要について

目黒区保健医療福祉計画の策定にあたり、令和5年12月1日から令和6年1月12日まで目黒区保健医療福祉計画改定素案に対するご意見を募集しました。これは、平成21年2月25日制定の「目黒区パブリックコメント手続要綱」に基づくパブリックコメントとして実施したものです。

お寄せいただいたご意見とそれに対応する検討結果をパブリックコメントの実施結果としてまとめています。なお、長文にわたるものや重複、具体的な名称等は、趣旨を損なわない範囲で一部省略、追記、要約または分割している場合があります。

2 パブリックコメントの集計結果

(1) 提出者数

区分		書面	F A X	電子	説明会	審議会 委員	計
個人	提出者	0	0	1	2	5	8
	(意見数)	(0)	(0)	(1)	(5)	(5)	(11)
団体	提出者	0	1	0	0	0	1
	(意見数)	(0)	(4)	(0)	(0)	(0)	(4)
議会	提出者	1	0	2	0	0	3
	(意見数)	(19)	(0)	(32)	(0)	(0)	(51)
計	提出者	1	1	3	2	5	12
	(意見数)	(19)	(4)	(33)	(5)	(5)	(66)

【参考】パブリックコメントとして取り扱わなかったもの
なし

【パブリックコメント募集】

○募集期間：令和5年12月1日～令和6年1月12日

○周知方法

- ア めぐる区報（12月1日号）、目黒区公式ウェブサイト等
- イ 素案閲覧・配付場所

目黒区総合庁舎区政情報コーナー・健康福祉計画課・福祉総合課・介護保険課・高齢福祉課・障害施策推進課・障害者支援課・生活福祉課、地域包括支援センター、地区サービス事務所（東部地区を除く）、住区センター、図書館

【区民説明会】

○第1回：令和5年12月10日（日）14：00～16：00

中目黒GTプラザホール 来場者14人

○第2回：令和5年12月12日（火）18：30～20：30

中目黒GTプラザホール 来場者12人

(2) パブリックコメントの検討結果一覧

対応区分	内 容	件数
1	意見の趣旨を踏まえて計画案に反映します。	8
2	意見の趣旨は計画案に取り上げており、趣旨に沿って取り組みます。	20
3	意見の趣旨は計画案には取り上げませんが、事業実施等の中で趣旨を踏まえて努力します。	21
4	意見の趣旨は、今後の検討・研究の課題とします。	12
5	意見の趣旨に沿うことは困難です。	5
6	意見の趣旨を関係機関・団体に伝達します。	0
7	その他	0
合 計		66

(3) 分野別意見数

分 野 名	件数
素案全般について	4
第2章 福祉を取り巻く目黒区の状況と社会の動き	1
第4章 基本目標1 「地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の充実」	4
目黒区重層的支援体制整備事業実施計画	3
第4章 基本目標2 「誰もが安心して地域で暮らせる社会の推進」	14
第4章 基本目標3 「地域包括ケアシステムの深化・推進」	15
第4章 基本目標4 「生涯現役社会・エイジレス社会の推進」	4
第4章 基本目標5 「障害への理解促進・障害のある人への支援の充実」	4
第4章 基本目標6 「子育て子育てへの支援の充実」	11
第4章 基本目標7 「健康で安心して暮らせる社会の推進」	5
その他	1
合 計	66

目黒区保健医療福祉計画改定素案に対する提出意見と検討結果

番号	区分	種別	意見(要旨)	対応区分	検討結果(対応策)	関係所管
素案全般について						
1	議会	電子	社会福祉協議会と社会福祉事業団の紹介が必要ではないか。介護業界にいても知らない人が多いので、地域で大きな役割を果たす両団体の紹介がほしい。地域の協議会という言葉が出てくるが、社協と混同してしまう。	1	<p>保健医療福祉計画は地域福祉計画の性格を併せ持つことから、本区の地域福祉を推進する上で大きな役割を果たす目黒区社会福祉協議会について、以下の下線部分の説明を追加します。</p> <p>計画素案2ページ3行目「<u>支え合いのまちづくりを基本理念に地域福祉課題に取り組む(社福)目黒区社会福祉協議会の・・・・・・・・</u>」</p> <p>目黒区社会福祉事業団は、区立の介護・福祉施設の指定管理者や地域包括支援センター業務等の受託法人として、本区での社会福祉の推進に大きく寄与している社会福祉法人です。ただ、他の社会福祉法人においても同様の役割を果たしていることから、目黒区社会福祉事業団について特に記述することはしておりません。</p>	健康福祉計画課
2	議会	電子	計画改定の背景では、これまでと同様に、引き続き地域共生社会の実現をめざすとしています。しかし、国が掲げる「地域共生社会」は、地域福祉推進の主体に地域住民等を位置付け、地域や住民等に複雑化した課題の解決を求めています。その一方で、国、地方自治体は、支援者や住民をつなぐ共助の場の創設や連携強化などの最小限の役割にとどめようとしています。区は「本区ならではの包括的な支援体制を充実させることが重要な課題となってい」としていますが、包括的な福祉施策の構築と基盤整備のために公的な責任を第一に据えることを明記すること。	2	<p>計画素案では、基本目標の一番目に「地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の充実」を掲げ、その施策として「包括的相談支援体制の充実」「地域における支え合いの推進」「福祉教育の推進」の3つを提示しました。その中で、これまで本区が独自に構築してきた包括的な支援体制を充実させるために重層的な支援体制を区が整備するとして、「重層的支援体制整備事業」を新たに実施することとしています。</p> <p>このように包括的な支援体制の充実のために、区が公的責任を果たして取り組むことをまず明示しています。その上で、地域の支え合いの推進には地域住民や団体・企業等が主体的に関わることの大切さを記述し、その仕組みづくりや環境整備、団体等への支援を区が行うこととして、この点からも公的責任を負うものであることを示しています。</p>	健康福祉計画課
3	個人	説明会	<p>事業所におけるDX化に関して先が見えないように感じるため、区側で把握している情報を提供していただければ事業所も協力できる部分があると思う。</p> <p>事業所と区で連携を強め、DXを目黒区の強みにしてほしい。</p>	2	<p>介護現場におけるDX化の推進については、国も介護現場の人手不足解消に向けた手段として、様々な検討を行っていると考えています。区としても、引き続きDXを推進し、事業所と連携して相談支援の充実、質の高い介護・福祉サービスの提供、業務の生産性の向上などに取り組んでいきます。</p>	健康福祉計画課 介護保険課 障害施策推進課

番号	区分	種別	意見(要旨)	対応区分	検討結果(対応策)	関係所管
4	議会	電子	素案概要版に出てくる、介護福祉におけるDXの推進について、説明だと単に“インターネット利用の促進”としか見えない。目黒区がほしいデータは何なのか、それをどう活用すればどんな明るい未来が見えるのか等、デジタルデータが今後福祉介護にどのように恩恵をもたらすのか、示してほしい。	2	<p>計画素案では、介護・福祉分野におけるDXの推進により、相談支援の充実と質の高い介護・福祉サービスの提供、業務の生産性の向上や職員の業務負担の軽減などに取り組むとし、7つの取組を提示しています。このうち、SNSの活用などオンラインによる相談支援の充実やオンライン講習による社会参加の促進等は、インターネットを活用して事業を充実させるものです。</p> <p>ご指摘のデジタルデータの活用という視点からは、「様々な支援情報の蓄積・分析による支援の質の向上」の取組があり、デジタル化した相談支援の情報を各専門職が共有し経過を踏まえた切れ目のない適切な支援を行えるようにするものです。</p> <p>また、「医療・介護双方のデータ活用による健康課題の抽出」の取組は、デジタルデータを活用して保健事業と介護予防・フレイル予防を一体的に実施し、区民の健康寿命の延伸を効果的に図ろうとするものです。</p> <p>いずれも、今後の目黒区の福祉・介護の充実に寄与する取組として示しています。</p>	高齢福祉課 介護保険課 障害施策推進課 健康福祉計画課
第2章 福祉を取り巻く目黒区の状況と社会の動き						
5	議会	書面	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(新法)」に、「複雑化・複合化. しており」とあるが、複合化のあとに「.」は不要と考えるが見解を伺う。	1	誤字のため、削除します。	健康福祉計画課

番号	区分	種別	意見(要旨)	対応区分	検討結果(対応策)	関係所管
第4章 基本目標1 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の充実						
施策1 包括的相談支援体制の充実						
6	議会	電子	包括的な相談体制の確立および地域の支え合いの推進のためには、地域や民間事業者との連携強化、複合的な課題等を抱える人に対して、その人の状況を的確に把握し、わかりやすく説明し、適切な支援につなげていくことなど、軸となる行政の役割が非常に重要です。素案でも触れていますが、そのためには職員の資質向上やスキルアップ、とりわけ行政機関のレベルアップは欠かせません。常勤職員をきちんと配置し、絶え間ない職員のレベルアップを進めていける体制づくりを明記すること。	2	包括的な相談支援体制を充実させるためには、相談支援に携わる職員の資質・能力の向上が欠かせません。計画素案では、「最初に相談した窓口で、複合的な課題等を抱える人に対して、その人の状況を的確に把握して、わかりやすく説明し、適切な支援につなげていくことが重要」とし、相談支援に従事する区職員の資質・能力の向上はもとより、民間の相談支援機関における人材育成も支援するとしています。 重層的支援体制整備事業の実施等、包括的相談支援体制の充実に対応する職員の配置に努めるとともに、区独自の人材育成プログラムの充実を図り、分野横断的な支援に対応できるよう、区及び民間の相談支援機関職員の能力向上に取り組んでまいります。	健康福祉計画課 人事課
7	議会	電子	“重層的支援体制”整備事業と“包括的相談支援体制”の言葉の定義と関係性について、包括的相談支援体制＞重層的支援体制＞包括的な相談支援ということなのかどうか、わかりにくいので整理していただきたい。	2	「重層的支援体制整備事業」は、地域共生社会の実現を推進するため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を進める方策として創設された事業です。個別支援と地域づくりへの支援の両面を通じて重層的な支援体制を整備するもので、「包括的相談支援」、「参加支援」、「地域づくり支援」、「アウトリーチ等を通じた継続支援」、「多機関協働」の5事業を一体的に実施します。 今回の保健医療福祉計画の改定にあたっては、重層的支援体制整備事業実施計画の性格を併せ持つものとして、本計画素案に同実施計画を掲載しています。 保健医療福祉計画素案の体系では、基本目標の一つに「地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の充実」を掲げて、その目標を実現する施策に「包括的相談支援体制の充実」と「地域における支え合いの推進」等を提示し、これらの施策の新規・重点事業として「重層的支援体制整備事業」を掲載しています。 したがって、包括的な支援体制の充実のための方策の一つに「重層的支援体制整備事業」があり、同事業は「包括的相談支援体制の充実」や「地域における支え合いの推進」といった施策の重点事業になって	健康福祉計画課

番号	区分	種別	意見(要旨)	対応区分	検討結果(対応策)	関係所管
					<p>いるという関係にあります。</p> <p>なお、重層的支援体制整備事業は、この基本目標1だけでなく、基本目標2「誰もが安心して地域で暮らせる社会の推進」の施策である「生活困窮者の自立支援の充実」「多様な生活課題への分野横断的な支援」の重点事業にも位置づけており、地域共生社会の実現を基本理念とする本計画の多分野にわたる重要な事業となっています。</p>	
8	個人	審議会委員	<p>より複雑化する状況の中で、次世代を担う若者の支援(居場所等)・家族支援(ペアレントメンター等)も、この先目黒区でも充実していくとよいと思う。</p> <p>様々な関係機関、当事者の家族会、現場に立つ方々などが、より協力・連携し、多様な知識やつながりを持つことで、よりよい対応につながる。専門家も市民も協力し合える体制の構築を、区でもご検討いただけるとありがたい。</p>	2	<p>計画素案では、地域共生社会の実現を基本理念とし、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいと役割を持ち、助け合いながら暮らしていく地域社会をつくることを目指しています。</p> <p>これをもとに基本目標の一番目に「包括的な支援体制の充実」を掲げて、相談支援体制の充実と地域の支え合いの推進を施策とし、それらを具現化する重点事業として「重層的支援体制整備事業」を新たに実施することとしました。</p> <p>当事者やその家族、専門家、地域住民の方々がつながり協力し合える実質的な体制の整備に取り組みます。</p> <p>若者の居場所づくりの重要性については、子ども施策推進会議の中でも議論がされており、今回のご意見も踏まえて整理していきます。</p> <p>家族支援については、目黒区児童発達支援センターにおいて多職種連携を行い、より当事者や家族に寄り添った支援をしています。発達障害支援拠点ぼるとでは、家族支援の一環として、これまでも家族のための勉強会・談話会を開催してきました。今後は、ペアレントプログラムの実施も検討してまいります。</p>	健康福祉計画課 子育て支援課 障害者支援課
9	議会	書面	<p>「相談支援の周知・区民の学習機会の提供」について、SNSを活用した周知も重要だが、若い世代は「タイパ」を重視する傾向にあり、福祉の総合相談窓口まで出向いて相談することをおっくうに感じるようだ。SNSあるいはオンラインによる相談の拡充にも取り組んでいただきたい。</p>	3	<p>福祉の総合相談窓口では、令和6年1月22日より、ひきこもり相談のオンライン相談を開始したところです。今後とも、多様な相談機会を確保するとともに、相談しやすい環境づくりに努めてまいります。</p>	福祉総合課

番号	区分	種別	意見(要旨)	対応区分	検討結果(対応策)	関係所管
第4章 目黒区重層的支援体制整備事業実施計画						
10	議会	電子	社会福祉法の改定により、重層的支援体制整備を行っていくとのことですが、これまでの「地域包括支援システム」づくりと違いがあるのか、これまでの取り組みがどう発展していくのか、財政的な裏付け、職員の配置計画など、事業がどう展望されているのかについて、もう少し踏み込んだ記述にしていきたい。	3	<p>高齢者を中心に推進してきた地域包括ケアシステムは、障害者、子ども等への支援、複合的な生活課題にも対象を広げ、地域共生社会を実現するための仕組みとして機能してきましたが、多様化・複雑化する課題に対応するため、これまで以上に多様な専門職と機関が、その相談支援体制を充実し、地域や関係機関との連携の強化に取り組むことにより、地域包括ケアシステムの深化・推進を図っていく必要があります。</p> <p>一方の重層的支援体制整備事業は、区市町村において、地域住民の分野を横断する課題や、属性別に展開されてきた公的な制度では支援が難しい制度の狭間の課題などに対応するため、対象者の属性・世代を問わない相談・地域づくりを一体的に行う包括的な支援体制を整備し、全ての人に、「つながり・支え合い」のある地域をつくることを目指すものです。</p> <p>重層的支援体制整備事業の開始を契機として、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を生かし、制度間の連携を容易にすることにより、各分野間のスムーズな連携を促し、市町村全体の支援機関・地域の関係者が相談を受け止め、つながり続ける支援体制を構築していきます。</p> <p>なお、重層的支援体制整備事業に該当する事業について、これまで各制度ごとに補助金等が交付されていましたが、今後は重層的支援体制整備事業交付金として一括交付されます。また、職員配置についても、令和6年度から事業を展開する中で、効果的な執行体制の確保に努めていきます。</p>	健康福祉計画課
11	議会	電子	ダブルケアについて少し触れているが、もう少し言葉の説明や相談窓口の案内があっても良いのではないかと。	1	<p>ダブルケアについての用語解説を追加します。</p> <p>用語解説「子育てと親や親族の介護を同時に担う状態」</p> <p>ダブルケアの相談窓口については、重層的支援体制整備事業が対象者の属性を問わない相談支援を行うものであることから、福祉の総合相談窓口や地域包括支援センター、子育ての相談窓口などがまず相談を受け止め、適切な支援につなげることとなります。このような体制を整備することを本実施計画で示しております。</p>	健康福祉計画課 福祉総合課

番号	区分	種別	意見(要旨)	対応区分	検討結果(対応策)	関係所管
12	議会	電子	相談支援における、CSW、地域包括、ケアマネ、相談支援専門員など相談主体の役割やその対象者などを説明する箇所が必要ではないか。結局誰が相談に乗っているのか、その範囲や役割、連携可能なのかなど P.34 の図などに追加できないか(CSWについては特集記事などがあるが)。	3	P.34 の図は、既存の事業を中心として、区としてどのように重層的支援体制を構築していくかをイメージで表したものです。各支援機関との役割分担は個別の事案ごとに異なるものと考えられますが、事業を実施する中で効果的な執行方法を検討していきます。	健康福祉計画課
第4章 基本目標2 誰もが安心して地域で暮らせる社会の推進						
施策1 生活困窮者の自立支援の充実						
13	議会	電子	素案に記述されていることに加え、憲法25条の生存権を保障する地方自治体の責任、生活保護のケースワーカーの増員など職員体制の強化、生活保護利用者に対する区独自加算などの支援強化も併せて記述すること。	3	生活保護制度は、憲法第25条に規定する理念に基づき、国の責任で、生活に困窮するすべての国民に対し、健康で文化的な最低限度の生活を保障しています。地方自治体は法定受託事務である生活保護の支給決定事務において国とともに明確にその責務を負うことは認識しています。 また、生活保護のケースワーカーの配置基準は社会福祉法第16条で規定されている現業員の標準数は満たされていますが、生活保護受給者が抱える多様で複雑な課題に対応するため、職員体制の構築は不可欠と認識しています。適正な職員配置を行っていくとともに、改定素案にあるとおり、関係機関等との連携・協働や専門職及び委託事業者等との連携による支援の継続を図り、支援の充実・強化に努めていきます。 生活保護受給者に対する区独自加算などの支援強化につきましては、国が定める生活保護基準を踏まえ、当区としても引き続き大都市の生活実態を踏まえたものとするよう、「保護の実施要領の改正に係る意見」として国へ要望してまいります。	生活福祉課
施策2 住まいの確保						
14	議会	電子	区内の高齢者や障害者、生活困窮者など住宅確保要配慮者は、家賃が高く物件も少なく住み続けられない状況が起き、公の住宅の整備が急務です。思い切った区営住宅や高齢者福祉住宅の増設目標を持つこと。	4	計画素案では、「住宅の確保に特に配慮が必要な住宅確保要配慮者に対して、高齢者・障害者向け福祉住宅及び区営住宅を適切に確保し、提供していきます」としています。 ただ、高齢者福祉住宅や区営住宅等の増設目標を設定するためには、将来の財源見込みが必要です。多額の財源を要する区営住宅等の	高齢福祉課 住宅課

番号	区分	種別	意見(要旨)	対応区分	検討結果(対応策)	関係所管
					確保・増設等については、目黒区有施設見直し計画に基づき、他の施策と合わせて総合的かつ慎重に検討する必要があることから、ご意見は要否を含めて今後の検討の参考とさせていただきます。	
15	議会	電子	住まいを失った生活困窮者に対し、緊急的・一時的に入所できる公的な宿泊施設を整備するよう明記すること。	2	生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業として、都区共同運営の自立支援センターや、区独自で宿泊所を確保しており、住居喪失者に一定期間衣食住を提供しています。	福祉総合課
16	団体	F A X	特に高齢者の住まいの確保について、もっと強力に進めてください。本当に困っている。区営住宅の増設などを進めるほか、東京都にも公営住宅の増設を要望してください。	4	区では、公的住宅の提供や、家賃助成などによる居住支援、住宅施策と福祉施策の連携による包括的な相談体制の充実、民間事業者等へ的高齢者等の住まいの確保の働きかけなど、重層的な住宅セーフティネットの取組を行っています。 高齢者福祉住宅や区営住宅の確保・増設等については多額の財源が必要です。目黒区有施設見直し計画に基づき、他の施策と合わせて総合的かつ慎重に検討する必要があることから、ご意見は要否を含めて今後の検討の参考とさせていただきます。 なお、都の公営住宅の整備は、東京都の判断によるものと考えます。	高齢福祉課 住宅課
17	議会	電子	高齢者が安心して住み続けられるように、目黒区の高齢者世帯等居住継続家賃助成の6年の助成期間を延長すること。	5	限られた財源と幅広い支援とのバランスを考慮して、事業を進める必要があると考えております。なるべく多くの区民の方に助成を実施するため、6年という期限を設けております。	住宅課
18	議会	書面	「居住支援協議会の運営」の事業目標が「継続」となっている。誰もが安心して地域で暮らし続けるには、住まいの確保が欠かせない。居住支援協議会の開催、居住支援セミナーの実施だけにとどまらず、セミナーを通じて、家主、不動産団体の協力を得て、セーフティネット住宅の確保を目標設定すべきと考えるが見解を伺う。(ハードルは高いことは重々承知しているが目標に掲げることでチャレンジ精神が生まれる)	4	居住支援協議会の活動における目標数値は、会議体の性質上定めておりません。 なお、セーフティネット住宅の確保については、住生活マスタープランの中で課題となっておりますので、今後、区の実態等を検証しながら、目標設定について調査・研究させていただきます。	福祉総合課 住宅課

番号	区分	種別	意見(要旨)	対応区分	検討結果(対応策)	関係所管
施策3 多様な生活課題への分野横断的な支援〈ひきこもり、ヤングケアラー等への支援〉						
19	議会	電子	ひきこもりの解決に向けて、実態把握とともにひとりひとりに向き合った長期的な支援体制が必要です。目黒区として、個別の長期的な支援計画をつくる体制をとること。	3	ひきこもりの背景や課題は様々ではありますが、個別の状況を踏まえ、支援計画に基づき対応しております。引き続き、一人ひとりに寄り添った伴走型の支援を行ってまいります。	福祉総合課
20	議会	電子	ヤングケアラー対策では、複雑に絡む問題が緊急的な対策を要する問題に発展しないうちに必要な手立てを打つ必要があることから、中学生及び高校生や小学生などを対象に、生活の援助、兄弟の世話、家族の介護などを行うヘルパー事業を導入するなど、具体策を掲げること。	3	ヤングケアラーへの支援につきましては、子育て、福祉、介護、医療、教育等の関係機関が密に連携を図りながら、早期の把握に努めてまいります。支援が必要な家庭に対するヘルパー派遣事業を行っているほか、適切な支援につながるよう、引き続き、取り組んでまいります。	子ども家庭支援センター 福祉総合課
21	議会	書面	「ひきこもりの相談支援の充実」は、事業目標のオンライン相談の実施にとどまらず、LINE など、SNSを活用した相談の検討・実施に取り組んでいただきたい。	4	ひきこもりに悩む本人や家族が相談しやすい環境づくりを目指し、新たにオンライン相談を開始したところです。LINE 等のSNSを活用した相談体制については、様々な課題もあり、今後、オンライン相談を実施していく中で、他自治体の調査・研究を行いつつ、相談支援体制の充実に努めてまいります。	福祉総合課
施策6 災害時要配慮者支援の推進						
22	議会	電子	能登半島の大地震では、安否不明者が続々と生まれてしまう状況にあります。要支援者名簿の作成や個別支援プランの作成、地域避難所、福祉避難所の整備や要配慮者への対応、在宅避難の要配慮者対応、事業者間の連携など今回の計画に盛り込むべき教訓について記述すること。	3	災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿や個別支援プランの作成等による支援の仕組みは、地震・台風等の災害を契機として、その教訓を踏まえて作られたものです。計画(素案)では、こうした支援をより一層推進するとともに、避難所・在宅の要配慮者支援及び事業者等の連携体制の整備等に取り組む旨を記載しております。能登半島の大地震では、今後、救助・避難生活・復興が段階的に進む中で更なる課題や教訓が見えてくるものと理解しておりますので、今後計画実施の中で、情報収集と検討を鋭意行い、要配慮者支援策の充実に努めてまいります。	健康福祉計画課 福祉総合課 障害者支援課

番号	区分	種別	意見(要旨)	対応区分	検討結果(対応策)	関係所管
23	団体	FAX	能登半島の地震では、目黒区でも考える点がたくさんある。特に福祉避難所の設置について、すぐにでも区民・関係者の意見を聞いて設置を進めてください。	2	福祉避難所については、現在、区内に24か所(高齢・障害の複合施設(こぶしえん)を1と計上した場合の数値)を指定しています。災害時に要配慮者が生活上の配慮を受け、安心して避難生活を送ることができるよう、引き続き資機材等の点検や避難所としての機能維持を図るとともに、区民・関係者の皆様のご意見を拝聴しながら指定施設の拡大等に努めます。	健康福祉計画課 高齢福祉課 障害施策推進課 保育課 防災課
24	議会	電子	福祉避難所の数を抜本的に増やすこと。	2	福祉避難所については、現在、区内に24か所(高齢・障害の複合施設(こぶしえん)を1と計上した場合の数値)を指定しています。災害時に要配慮者が生活上の配慮を受け、安心して避難生活を送ることができるよう、引き続き資機材等の点検や避難所としての機能維持を図るとともに、区民・関係者の皆様のご意見を拝聴しながら指定施設の拡大等に努めます。	健康福祉計画課 高齢福祉課 障害施策推進課 保育課 防災課
25	議会	書面	個別支援プランは作成して終わりというものではない。そのプランどおり実際に避難できるか、そういう視点がなければ要配慮者の命を救うことはできない。令和5年度には、障害のある人に特化した防災訓練を実施する予定であるが、こうした要配慮者に特化した防災訓練の中で、個別支援プランどおり避難ができるか、検証を行った上で、個別支援プランの定期的な見直しに反映できるよう取り組んでいただきたい。	2	個別支援プランについては、令和5年度防災フェスタにて、作成対象者、作成支援事業者等の参加・協力を得て活用し、在宅避難・安否確認訓練を実施したところです。今後、各種防災訓練におきましても、対象者や関係者のご意見を聴きながら、個別支援プランを活用した訓練の実施等と検証を行い、個別支援プランの定期的な見直しに反映できるよう取り組んでまいります。 また、令和5年度は、ご意見にあるような工夫をしながら障害者参加型防災訓練として試行実施します。	健康福祉計画課 障害者支援課
26	議会	書面	令和6年能登半島地震でも避難所生活における災害関連死が顕在化している。要配慮者ほど、避難所での過酷な生活により、エコノミークラス症候群や感染症に感染するなど、リスクが高くなる。在宅避難における支援充実とともに、ホテルなど、二次避難所(みなし避難所)の確保について、防災課など関係部門と連携しながら拡充に取り組んでいただきたい。	3	在宅避難生活の支援については、計画(素案)の中でも、災害時に在宅の要配慮者が安心して生活を送ることができるよう、情報や必要な支援の把握、物資や福祉サービスの提供など具体的な支援策の充実に取り組む旨を記載しております。 民間施設の活用等による避難所の拡充につきましては、目黒区地域防災計画(令和2年修正)の中で、「一定規模以上の建物を有する民間施設と避難所提供に関する協定の締結を積極的に進めることにより、避難所の拡充を図っていく」旨が記載されておりますので、今後、防災課などの関係部門と連携しながら、より一層の取組を推進します。	健康福祉計画課 福祉総合課 高齢福祉課 障害者支援課 防災課

番号	区分	種別	意見(要旨)	対応区分	検討結果(対応策)	関係所管
第4章 基本目標3「地域包括ケアシステムの深化・推進」						
施策1 地域包括支援センターの機能強化						
27	議会	電子	地域住民の福祉の身近な相談窓口として、地域包括支援センターの役割はますます重要です。夜間・休日の相談体制の充実をいっそう進めること。	3	地域包括支援センターは、平日の昼間に相談しづらい区民の方にもご相談いただけるよう、平日は19:00まで窓口を延長し、土曜日は8:30から17:00まで窓口を開設しております。また、日曜日については、第4日曜日に総合庁舎において、予約制で健康福祉部職員による相談を実施しており、ご相談いただける状況となっております。今後とも、相談の内容及びニーズに応じて関係機関と緊密に連携できる体制整備に取り組んでまいります。	福祉総合課
28	議会	電子	地域包括支援センターを現在の5か所からさらに増設すること。	3	「住民に最も身近な保健福祉総合相談窓口」として地域包括支援センターを位置づけ、より身近な地域で相談できるよう、窓口の充実を図ります。出張相談の場所や回数の拡充、アウトリーチを進める等、住民が地域包括支援センターに相談しやすい環境づくりに努めてまいります。	福祉総合課
29	議会	書面	区民にとって最も身近な保健福祉の総合相談窓口として今後、ますます重要な役割を担う地域包括支援センター。「地域包括支援センターにおける相談支援体制の充実」の事業目標では、相談機会の拡充に努めていただきたい。月に1回程度、事前予約制でもよいので日曜日に相談機会を設けていただきたい。	3	地域包括支援センターは、平日の昼間に相談しづらい区民の方にもご相談いただけるよう、平日は19:00まで窓口を延長し、土曜日は8:30から17:00まで窓口を開設しており、来所相談が難しい方には、ご自宅や病院等を訪問して相談をお受けしております。また、日曜日については、第4日曜日に総合庁舎において、予約制で健康福祉部職員による相談を実施しており、ご相談や各種申請をしていただける状況となっております。今後とも、相談の内容及びニーズに応じて関係機関と緊密に連携できる体制整備に取り組んでまいります。	福祉総合課
施策2 介護・福祉サービス基盤の整備と家族介護者等への支援の充実						
30	議会	電子	P.71に国家公務員宿舎駒場住宅跡地の特養の完成予想図が掲載されているが、どうせなら特養が何室で、他にどのような介護サービスが付帯するのかなど、特養を中心とした建物はどのようなサービスを提供しているのか説明を追加してはどうか。大抵の人は、特養は特養の機能しか持たないと勘違いしているように思う。	1	ご意見のとおり、事業種別や定員など、施設の概要を記載します。	高齢福祉課

番号	区分	種別	意見(要旨)	対応区分	検討結果(対応策)	関係所管
31	個人	審議会委員	<p>最近、家族介護者の支援「ビジネスケアラー」という言葉が使われるようになった。</p> <p>今後は働きながら介護を両立させることが求められるため、次回の計画においてもこのような視点を入れることを検討してほしい。</p>	3	<p>介護と仕事の両立の実現に向けて、国は企業が取り組むべき従業員の支援策をまとめた指針や優遇制度などの検討を進めているところです。企業における仕事と介護の両立支援や介護需要における新たな受け皿の確保等、様々な課題があることから、こうした動向を注視するとともに、仕事と介護の両立に向けた様々な相談支援体制の充実に努めてまいります。</p> <p>障害のある人の家族介護を無理なく継続できるよう、相談者の立場に立ち障害福祉サービスの活用や介護環境の改善について助言や福祉サービスの紹介等を行います。引き続き、性別年齢を問わず誰もがワークライフバランスの調和が図れるよう包括的な相談支援体制の充実に努めます。</p>	福祉総合課 障害者支援課
32	個人	審議会委員	<p>ビジネスケアラーについて、自身の職場でも「介護を抱えているため、辞めなければならない」という相談を複数人から受けたばかりである。</p> <p>ビジネスケアラーも社会問題化してくるため、今後の取組や方策も検討してほしい。</p>	3	<p>共働き世帯や仕事をしている方等への相談体制として、地域包括支援センターでは平日は19時まで、土曜日は17時まで相談窓口を開設しております。また、総合庁舎2階では、毎月第4日曜日に予約制で健康福祉部職員による福祉の相談窓口(サンデー・コンシェルジュ)を実施しています。</p> <p>「ビジネスケアラー(仕事をしながら、家族等の介護に従事する方)」の対応策につきましては、企業主に対する両立のための支援や優遇制度なども必要であり、国はビジネスケアラーの対策強化のための検討を行っているところです。区としても、今後とも、仕事と介護の両立に向けた様々な相談支援体制の充実に努めてまいります。</p> <p>障害のある人の家族介護を無理なく継続できるよう、相談者の立場に立ち障害福祉サービスの活用や介護環境の改善について助言や福祉サービスの紹介等を行います。引き続き、性別年齢を問わず誰もがワークライフバランスの調和が図れるよう包括的な相談支援体制の充実に努めます。</p>	福祉総合課 障害者支援課

番号	区分	種別	意見(要旨)	対応区分	検討結果(対応策)	関係所管
施策3 生活支援サービスの充実						
33	議会	電子	ひとりぐらし高齢者が増え続けているもとの、従来にも増して地域の見守り、声かけを強める必要があり、行政、地域、地域包括支援センターなどの連携強化の仕組みをつくること。	2	<p>地域における見守り活動の推進については、基本目標1施策2「地域における支え合いの推進」を図る主な事業の一つとして掲げています。</p> <p>地域をゆるやかに見守る「見守りサポーター養成講座」を毎年度実施し、さらに令和4年度からは「高齢者見守り訓練」を通して、声かけの訓練も開始しております。今後とも、行政・地域・地域包括支援センター等が連携して地域を見守る仕組みを強化してまいります。</p>	福祉総合課
34	議会	電子	高齢者への調査で、日常生活で困っていることの3番目に耳の聞こえの問題が挙がっており、補聴器の購入補助に加え、聞こえの相談窓口をつくること。	5	<p>区では、日常生活で「聞こえにくさ」を感じてお困りの高齢者を対象に、令和5年11月から補聴器購入費助成を開始しました。補聴器を装着することで、日常生活の質を向上し、ひいてはフレイル予防につながることを期待しているところです。</p> <p>ご指摘いただきました「聞こえの相談窓口」につきましては、区内には社会福祉法人が運営する聴力障害者情報文化センターがございます。都内唯一の聴覚障害者情報提供施設であり、聞こえの専門家である言語聴覚士が定期的に相談会を開催しております。この相談会はどなたでも参加可能となっております。</p> <p>また、「聞こえにくさ」の原因は、加齢によるもののほか、医療的な治療が必要な場合もあることから、耳鼻咽喉科の受診が不可欠と考えております。</p> <p>本区で「聞こえの相談窓口」を設けることは考えておりませんが、区内の様々な社会資源と連携して、聞こえにお困りの高齢者を支援してまいりたいと考えております。</p>	高齢福祉課

番号	区分	種別	意見(要旨)	対応区分	検討結果(対応策)	関係所管
施策5 介護・福祉人材の確保・定着・育成とサービスの質の向上						
35	個人	説明会	<p>施策については、様々な取組が行われていると思うが、最終的には人の手が必要となる。</p> <p>計画書内の施策・主な事業に関する表では、「施策継続」が大半を占めており、令和6年度以降、何か新たな施策として、人材確保に向けた取り組みが見受けられない。</p> <p>継続の中でも、具体的に力を入れる箇所があれば教えていただきたい。</p>	2	<p>計画の施策・事業を実施するために、その人材の確保は欠かせません。深刻な人材不足への対応が喫緊の課題となる中、計画素案では、介護・福祉人材の確保・定着・育成のための様々な事業を提示しました。</p> <p>継続事業が多いものの従来からの事業を検証してより効果的に実施するとしています。また、新規事業の一つに、「分野横断的・多様な働き方に対応した福祉人材の育成」を掲げ、複雑化・多様化した福祉サービスに因應するため、福祉の各分野の枠を超え、多様な働き方にも対応した人材の確保・育成について、人材育成センターの設置を含め、その方法や体制等を検討するとしています。当該事業については効果的な実施に向けた課題整理を行い、具体的な支援策を検討し、実施していきます。</p>	健康福祉計画課 介護保険課 高齢福祉課 障害施策推進課
36	個人	説明会	<p>人材の確保は重要だが、それ以前に事業所そのものが疲弊している。</p> <p>事業所をサポートしていただけるような施策を本計画内に取り込まれているのだろうか。</p>	2	<p>令和6年度からの介護報酬の改定により、介護職員の処遇改善がなされることとなりますが、介護事業所の置かれた状況は依然として厳しいものと認識しております。</p> <p>計画素案に掲載した事業者支援の具体策としては、「運営事業者への宿舍借り上げ事業」及び「めぐろ福祉しごと相談会の充実」を重点事業として、「介護職員初任者研修及び実務者研修の受講費用助成」を継続事業として掲載しており、引き続き支援を行っていくとともに、福祉の仕事の魅力の発信に努めていきます。</p> <p>人材の確保・育成以外の事業者支援については、「ICT 機器や次世代介護機器の活用の推進」に取り組むこととし、具体的には区内の民間特別養護老人ホームへの「ノーリフティングケア推進事業」を実施するとしています。</p> <p>区としても、都市部の実情を十分に踏まえながら、区民が必要とする介護サービスが適切に提供されるよう、介護事業者の運営継続に対する支援について国に要望してまいります。</p>	介護保険課 高齢福祉課

番号	区分	種別	意見(要旨)	対応区分	検討結果(対応策)	関係所管
37	議会	電子	福祉人材の確保については、宿舍借上げ補助とともに従事者への直接的な金銭補助も行うこと。	4	運営事業者への宿舍借上げ補助事業につきましては、東京都の補助事業を踏まえて効果的に運用するため、更なる支援につながるよう事業の再構築に向けた検討を進めて参ります。また、従事者への直接的な金銭補助につきましては、多額の財源が必要となるため、東京都や他自治体の動向を踏まえながら、慎重に検討していく必要があります。ご意見は要否を含めて今後の検討の参考とさせていただきます。	高齢福祉課 障害施策推進課
38	議会	電子	介護職員等の仕事上や生活上の悩みは根深く、「なんでも相談窓口」の実施はたいへん有意義ですが、相談体制の充実と窓口周知の取り組みも強化すること。	3	区では、職員のメンタルヘルスケアとして、人間関係の悩みや、入居者や家族とのコミュニケーションの取り方などについて、元特別養護老人ホームの施設長であった相談員が、メールや電話などで相談を受け付ける「目黒区内介護事業所の職員のためのなんでも相談窓口」を開設しております。 電話での受付は毎週水曜日、メール・FAX においては常時受付をしておりますが、引き続き、より多くの方に利用していただけるよう、区内介護事業所に対する窓口の周知に努めてまいります。	高齢福祉課
39	個人	説明会	区立特別養護老人ホーム2か所(東が丘・東山)のWi-Fi整備を令和6～8年度に行うと記載されているが、今後ICT機器を活用した業務効率化を進める必要がある中で、基盤そのものがなければ、ICT化を進めることもできないと考える。 現在Wi-Fiが設置されていない高齢者施設に関しては、もう少し予算をかけて設置することを検討していただきたい。	4	介護人材不足の問題がより一層深刻となることが見込まれる中、福祉現場の職員の負担軽減や業務効率化について、積極的に推進していく必要があると考えております。 本計画では、ICT機器や次世代介護機器の活用を推進するため、まだWi-Fi環境が整備されていない区立特別養護老人ホーム2か所について、令和8年度までにWi-Fi環境を整備することを掲げております。他の施設への拡充につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。	高齢福祉課

番号	区分	種別	意見(要旨)	対応区分	検討結果(対応策)	関係所管
40	個人	審議会 委員	<p>計画の施策を実行する福祉人材はどうなるのかという点が心配。</p> <p>先日、ある自治体で「災害時の避難のとき、どう中高生にも担ってもらうか」という議論になり、世代間の連携も地域の力として大事になってくると感じた。</p>	2	<p>計画の施策・事業を実施するために、その人材の確保は欠かせません。深刻な人材不足への対応が喫緊の課題となる中、計画素案では、「介護・福祉人材の確保・定着・育成」のための様々な事業を提示しました。</p> <p>従来からの事業を検証してより効果的に実施するとともに、新規事業の一つに、「分野横断的・多様な働き方に対応した福祉人材の育成」を掲げ、複雑化・多様化した福祉サービスに応えるため、福祉の各分野の枠を超え、多様な働き方にも対応した人材の確保・育成について、人材育成センターの設置を含め、その方法や体制等を検討するとしています。</p> <p>こうした人材の確保とあわせて、「地域における支え合いの推進」を施策の一つに掲げました。地域防災の取組に中高生が参加するなど多世代の人々や団体、企業、社会福祉法人などが連携・協力して支え合う「地域の力」を高める取組を進めます。</p>	健康福祉計画課 高齢福祉課 障害施策推進課
41	議会	書面	<p>介護・福祉人材の確保・定着・育成は喫緊の課題である。東京都は、令和6年度から介護職に月1万～2万円の独自給付を行うことを表明した。本区でも事業者にはアリングを行いながら、区独自の処遇改善策を検討していただきたい。</p>	4	<p>区では、介護職員の宿舍借上げ補助や研修受講費補助、職員の負担軽減に向けた福祉機器の購入費補助など、介護人材の確保・定着・育成に向けた様々な事業に取り組んでおります。</p> <p>介護保険が社会保険の一つであることを踏まえると、介護・福祉人材の処遇改善については、介護報酬の適切な引き上げをもって対応することが必要であると考えます。</p> <p>区としても、介護保険制度が存続し、都市部の実情を十分に踏まえながら、区民が必要とする介護サービスが適切に提供されるよう、介護事業者の運営継続に対する支援について国に要望してまいります。</p>	介護保険課 高齢福祉課

番号	区分	種別	意見(要旨)	対応区分	検討結果(対応策)	関係所管
第4章 基本目標4 「生涯現役社会・エイジレス社会の推進」						
施策1 介護予防・フレイル予防の推進						
42	個人	審議会 委員	<p>高齢者の増加は分かっているが、要支援・要介護の高齢者が増えることはわからないため、介護予防が重要となるが、現在の介護予防参加者は後期高齢者が多い。</p> <p>もう少し手前の、50代後半～60代にフォーカスした介護予防の体操教室等を開催していただくことが、先々の要支援・要介護状態の予防につながっていくと考える。</p>	2	<p>介護予防事業は、高齢者の多様なニーズに、持てる能力を最大限活かしつつ、多様なサービスを提供する仕組みです。そのためには高齢者本人へのアプローチだけでなく、高齢者を取り巻く環境づくりも重要です。</p> <p>区では住民主体の通いの場の運営やフレイルサポーター等ボランティアの活動には65歳未満の世代が協働しています。こうした取り組みは50代～60代から介護予防・フレイル予防を認識し、先々の要支援・要介護の予防につながると考えています。</p>	介護保険課
施策2 社会参加・居場所づくり・就労支援の推進						
43	団体	FAX	<p>高齢化と少子化で、2世代、3世代同居家族は激減し、高齢者は健康で自立し、孤立化を避けることが重要となっている。介護予防や健康寿命の延伸の意味からも、世代を超えて、区民同士のつながりを深めるために、区民の自主的なサークル活動や学習活動の応援が大事な施策となる。</p> <p>活動の拠点となる、社教館や住区会議室の使用料の値上げは真っ向から反対するもので、認めるわけにはなりません。人と人のつながりを言うなら、自主的な区民のつながりを目黒区としても応援する立場をつらぬいてください。</p> <p>他の部署の問題だとせず、目黒区全体で考えてください。</p>	4	<p>計画素案では、高齢者の社会参加の推進と広く多世代が交流する地域の居場所づくりを進めるとしています。区民の皆さんの自主的な活動を支援し、多様なつながりを生み出す地域づくりを進めてまいります。</p> <p>使用料の改定については、適切な受益者負担及び利用者と未利用者の負担の公平性を確保するため、維持管理経費の変動に合わせた定期的な見直しが必要となっています。令和5年11月に改訂し公表した、公の施設使用料の見直し方針において、持続可能な施設サービスを実現していく観点から、今後見込まれる施設更新に係る多額の経費を確保するため、資本的経費を算入することとし、令和7年度からの料金改定を予定しております。施設に係る適切な経費負担のあり方について、引き続き検討を進めるとともに、施設の複合化などの施設サービスの充実と貸室のあり方を合わせて見直すことで、区民活動の支援を進めていきたいと考えています。</p>	資産経営課
44	議会	電子	<p>高齢者の多くは年金だけでは生活できず、就労意欲があっても場がないなどの実態がある。実際に就労できる場を確保するため、区としてもあらゆる機関と連携して就労場所の確保を進めていくことを明記すること。</p>	2	<p>区内60歳以上の方を対象に、企業や家庭、公共団体から高齢者にふさわしい仕事を引き受け、会員に仕事を提供しているシルバー人材センターの運営を支援することにより、高齢者の雇用の拡大に努めます。また、ハローワークなどの就労支援機関と連携し、就労の場を提供することにより、就労意欲のある高齢者の雇用の確保に努めていきます。</p>	産業経済・消費生活課 高齢福祉課

番号	区分	種別	意見(要旨)	対応区分	検討結果(対応策)	関係所管
45	議会	書面	「高齢者のICT活用支援」のデジタルデバイド対策として、身近な場所(住区センター、老人いこいの家など)にて、スマートフォン相談会などを実施していただきたい。	2	デジタルデバイドの解消及び高齢者の社会参加推進を目的に、現在、住区センター、老人いこいの家、高齢者センターにおいて、スマートフォン講習会を実施しています。誰一人取り残さない社会の実現に向け、引き続き、高齢者のICT活用を支援するとともに、デジタルデバイド対策にも取り組んでいきます。	高齢福祉課 DX戦略課
第4章 基本目標5 「障害への理解促進・障害のある人への支援の充実」						
施策1 安心して暮らせる地域社会の実現						
46	議会	電子	基幹相談支援センターの体制確立・強化はたいへんに急がれる。センターが名実ともに相談活動の軸として機能できるよう、区として最大限の支援を行うこと。また、場合によっては区直営で運営することも視野に入れること。	2	基幹相談支援センターの機能強化は喫緊の課題であると認識しており、これまでの運営状況等の検証及び検証結果を踏まえた取組等を進めていきます。基幹相談支援センターが相談支援従事者のニーズに沿った的確な支援が行えるよう、区と基幹相談支援センターが密に連携しながらこれらの取組を進めていきます。	障害施策推進課
47	議会	書面	「暮らしの場の整備」、「障害者グループホームの整備促進」について、国公有地、空き家の活用にとどまらず、区有施設の見直しで生じる区有地の積極的な活用を文中に加えていただきたい。	1	区有施設見直しで生じる区有地の活用については、全庁的な調整が必要ですが、活用に向けた検討を行うことは必要であると考えます。ご意見の趣旨については「障害者グループホームの整備促進」の事業概要に反映します。	障害施策推進課

番号	区分	種別	意見(要旨)	対応区分	検討結果(対応策)	関係所管
施策3 ライフステージや障害特性に応じた自立への支援の充実						
48	個人	電子	<p>主な取組として高次脳機能障害については専門性の高い相談支援とあるものの、主な事業の中に目標が記載されていない。今後区の考えとして、何を重点的に実施して自立支援をめざす方針なのか。</p> <p>国のモデル事業から約20年が経過し、障害名の認知度は進んできたものの、受傷後に本人が勤務する職場では特性が良く理解されないまま就労継続ができないケースは未だに散見する。また小児での交通事故や虐待などによる頭部外傷では、発達に影響する後遺症が残存すると考えられるが、区内での相談ケースは少なく、教育現場への啓発も定期的に行っているものの実態の把握が難しい。これらの対応について、障害者就労支援や発達障害支援および教育現場との連携を充実させていくことが適切と考えるが、個別のケースとしての協力は一部あるものの各機関での対応に留まっているように推察する。それぞれの機関が連携するための、何らかの仕組みづくりを今後検討していくことができると良いのではないかと考えるがいかがか。</p>	3	<p>区では、高次脳機能障害者支援促進事業を委託し、平成20年度より目黒区高次脳機能障害者支援センターを開設して、高次脳機能障害者の障害特性に応じた支援に取り組んでいます。同センターでは高次脳機能障害者及び家族からの個別相談や情報提供を行うほか、医療機関や目黒障害者就労支援センターなどの関係機関と連携を図っています。また、高次脳機能障害は外見では分かりにくいいため、高次脳機能障害に対する理解促進を図るための広報、普及啓発のための研修等も実施しています。引き続き、これらの取組を継続するとともに、相談者一人ひとりに寄り添った支援やサービスに繋げるよう関係機関との連携・協力関係を深めるよう努めてまいります。</p>	障害者支援課
49	議会	書面	<p>「人材の確保・定着・育成」について、民間障害福祉サービス従事者に対して、区独自の処遇改善策を検討していただきたい。</p>	4	<p>処遇改善策については、多額の財源が必要となるため、東京都や他自治体の動向を踏まえながら、慎重に検討していく必要があります。ご意見は要否を含めて今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	障害施策推進課

番号	区分	種別	意見(要旨)	対応区分	検討結果(対応策)	関係所管
第4章 基本目標6 「子育て子育てへの支援の充実」						
施策1 子どもの権利が尊重される環境の整備						
50	議会	電子	区民への子ども条例の普及・啓発はもちろん必要だが、行政職員への啓発が必要である。いかなるときでも子ども条例の精神を握って離さない行政運営が必要であることを明記すること。	2	こども基本法が制定されるなど、子どもの権利に関する意識も高まっています。 子ども条例の趣旨を踏まえ、子どもの権利の尊重とともに、子どもの参加や意見表明など、行政職員に対して意識啓発を進めていきます。	子育て支援課
51	議会	書面	「子どもの意見表明の場の提供」は、キッズレポーターにとどまらず、子どもたちから政策提言を受けようとする仕組み(子ども議会など)づくりについて検討していただきたい。	4	子どもの意見表明については、こども基本法の施行も含め、子ども施策推進会議においても検討しています。 子どもの意見を用いていく場の提供は、子ども総合計画への反映も踏まえ、子ども施策推進会議の中で整理していきます。	子育て支援課
施策2 妊娠期から青年期までの包括的な子育て家庭への支援						
52	議会	電子	産前産後支援ヘルパー派遣については、出産予定日の一か月前から、出産後6か月以内に限定しているのを、出産後2歳まで利用できるよう拡充すること。	3	産前産後支援ヘルパー派遣事業の利用は出産予定日の1か月前から、単胎児については1歳未満まで、多胎児については2歳未満までご利用いただけます。利用ニーズ、派遣可能なヘルパーの確保を鑑みながら、事業を継続してまいります。	子ども家庭支援センター
53	議会	書面	「母子保健・子育て支援の両面からの支援」(P.125 再掲あり)の事業実施状況に、「産後ケア事業」も記載すべきと考えるがいかがか。	1	主な事業に「産後ケア事業」(P.125 掲載あり)を追加します。	碑文谷保健センター 保健予防課
54	議会	書面	「産前・産後の家事・育児支援」は、家事育児支援ヘルパー派遣以外に、産後ドゥーラによる家事育児サポート事業も記載すべきと考えるが如何か。	1	ご意見を踏まえ、修正いたします。	子ども家庭支援センター
55	議会	書面	「児童館事業」(P.118 再掲あり)の事業目標には、「運営：18か所」と現状維持となっている。菅刈住区エリアなど、未設置エリアへの拡充を検討していただきたい。	3	児童館の整備については、令和5年度から東根・碑児童館がオープンし、区内18か所となりました。 今後のあり方については、児童館というものだけにとらわれず、子どもの居場所づくりの観点から、様々な検討を進めていきます。	子育て支援課 放課後子ども対策課

番号	区分	種別	意見(要旨)	対応区分	検討結果(対応策)	関係所管
施策4 多様な保育・教育の充実						
56	議会	電子	区立保育園に対する保護者の期待と評価が高いことから、区立保育園の廃園・民設民営化については計画を見直し、区直営の保育園を残すこと。	5	<p>区では、保育園の待機児童解消を最優先課題とし、積極的に民間活力を活用することで、令和2年4月に待機児童を解消しました。その結果、令和6年1月現在、私立認可保育所では分園も含め83施設と、区立園16園を大きく上回る状況となっています。</p> <p>私立保育園についても、区立園と同様、保育の水準を一定に保つ上で定められている国の「保育所保育指針」を踏まえつつ、法人ごとに特色ある保育を実践しています。加えて、一時保育の実施やおむつのサブスクサービスなど、多様な保護者ニーズに柔軟且つ迅速に対応するなど、区立園と遜色ない運営がなされているものと認識しており、多くの子どもたちと保護者が利用されています。</p> <p>区としては、巡回指導や定期的な指導検査を実施すると共に、今後はより一層、私立保育園との連携を強化し、公私で互いに切磋琢磨しながら、保育の質の向上に努めてまいります。</p> <p>区立保育園の廃園・民営化は、生活に困難を抱える子育て家庭への支援や老朽化等の課題に対応するとともに、今後も待機児童ゼロを維持し、保育の質の向上と多様な保育サービスの充実を図るためにも、令和4年3月に策定した「区立保育園の民営化に関する計画」に基づき、着実にその取組みを進めてまいります。</p>	保育計画課

番号	区分	種別	意見(要旨)	対応区分	検討結果(対応策)	関係所管
57	議会	電子	保育士の配置基準の見直しなど一人ひとりの子どもに目が行き届く保育を実現させるため、国に基準の見直しを求めるとともに、区独自に保育士を加算すること。	3	<p>保育士の配置数は、国が定める「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」によって、児童の年齢ごとに最低基準が定められていますが、令和5年12月22日に閣議決定された「こども未来戦略」において、安心して子どもを預けられる体制整備を推進する観点から、75年ぶりに配置基準の改善を行うとされ、こども家庭庁の令和6年度予算案に関連経費が計上されているところです。</p> <p>改善の具体的な内容は、保育人材の確保の観点から経過措置が設けられておりますが、令和6年度から4・5歳児について30対1から25対1に改善を図り、令和7年度以降、1歳児について6対1から5対1への改善を図っていくこととされています。</p> <p>区としては、配置基準の改善について、その動向を注視しつつ、適切に対応してまいります。</p> <p>一方、区では、こうした改善が図られる前から、保育の質の確保と保育者の負担軽減を目的として、区内の私立保育園に対し、区独自の補助により、国の最低基準を上回る職員配置を求めてきています。</p> <p>この区独自の加配置については、11時間開所や延長保育といった多様な保育ニーズに応えつつ、保育の質を向上させる目的で実施しているため、今回の国の配置基準の見直しがなされた場合でも、引き続き、実施してまいります。</p>	保育計画課
58	議会	書面	異次元の少子化対策の実現に向けて、国は、令和6年度概算要求で、「こども誰でも通園制度(仮称)」の試行的事業を実施する予定である。計画では、何の記載もないが、本区でも国の動向を見据え、検討すべきと考えるが如何か。	3	<p>「こども誰でも通園制度(仮称)」については、実施に当たっての課題もあることから、国の動向等を注視しながら、区としてどのような取組ができるのかを検討しています。</p> <p>また、現在、子ども施策推進会議の中で、令和6年度で終了する「子ども総合計画」の改定に向けた議論もなされていることから、具体的な方向性も含めて、新たな計画の中でお示ししていきます。</p>	保育計画課

番号	区分	種別	意見(要旨)	対応区分	検討結果(対応策)	関係所管
施策5 子どもの安全な遊び場・放課後の居場所づくりの推進						
59	団体	FAX	<p>保育園が増えた分、その子どもたちが入学とともに入所する学童保育クラブの増設が遅れ、学童の過密化とともに行き場のない子どもが増えていく。</p> <p>区立学童保育クラブの民間委託計画を見直し、増設してください。</p>	5	<p>学童保育クラブの待機児童対策については、利用者側でも様々なニーズが生まれており、これを学童保育クラブの増設のみで対応するのではなく、それぞれのニーズに合わせた幅広い「放課後の居場所」の充実に努めることで多様なニーズに応えていく必要があると考えています。また、学童保育クラブの受入数についても、適正化に向けて、放課後子ども総合プランとの関係を含めて検討していく必要があります。</p> <p>区立児童館及び学童保育クラブ民営化計画につきましては、運営体制の確保、放課後子ども総合プランの推進、児童館のサービス拡充等の観点から、今後も取組を進めていきます。</p>	子育て支援課 放課後子ども対策課
60	議会	電子	<p>区立児童館・学童保育クラブの民間委託計画を見直し、直営のクラブを残すとともに、学童保育クラブの多人数・過密状態を早く解消すること。</p>	5	<p>学童保育クラブの待機児童対策については、利用者側でも様々なニーズが生まれており、これを学童保育クラブの増設のみで対応するのではなく、それぞれのニーズに合わせた幅広い「放課後の居場所」の充実に努めることで多様なニーズに応えていく必要があると考えています。また、学童保育クラブの受入数についても、適正化に向けて、放課後子ども総合プランとの関係を含めて検討していく必要があります。</p> <p>区立児童館及び学童保育クラブ民営化計画につきましては、運営体制の確保、放課後子ども総合プランの推進、児童館のサービス拡充等の観点から、今後も取組を進めていきます。</p>	子育て支援課 放課後子ども対策課
第4章 基本目標7「健康で安心して暮らせる社会の推進」						
施策1 健康危機管理対策の充実						
61	議会	電子	<p>区として、コロナ禍を教訓にし、保健所職員の増員や、職員研修など、今後のパンデミックに備えた体制の強化を計画に盛り込むこと。</p>	2	<p>主な事業「感染症予防計画等に基づく感染症の発生予防及び感染拡大防止」に記載のとおり、健康危機管理体制の確立や職員研修等に取組むこととしています。</p>	感染症対策課

番号	区分	種別	意見(要旨)	対応区分	検討結果(対応策)	関係所管
62	議会	書面	「感染症への対応」に「区内医療機関等との一層の連携」とあるが、「目黒区医師会等の関係機関や区内医療機関等との一層の連携」と記載すべきと考えるが如何か。新型コロナウイルス感染症の際にも医師会・薬剤師会などの関係機関との連携により、円滑なワクチン接種等の対応が図られたのだから。	1	ご意見を踏まえ記載を修正します。	感染症対策課
施策2 健康づくりの推進						
63	議会	電子	がん検診については、50歳以上の男性の前立腺がんの検診の実施を計画に盛り込むこと。	4	検診は、科学的根拠が明らかなものを実施する必要があり、区では、国が定める「がん予防重点教育及びがん検診実施のための指針」に基づき実施しています。前立腺がんは指針において項目として挙げられていないことから、国の議論等を注視しつつ、今後の研究課題とさせていただきます。	健康推進課
施策4 安全で快適な生活環境の確保						
64	議会	書面	今日的な課題である若者や女性を中心に増加している市販薬・処方薬を過剰摂取する「オーバードーズ」への対策が必要と考えるが如何か。	3	乱用等の恐れのある医薬品については、従来から薬局・店舗販売業等に対し都区で連携しながら適正販売の指導を行っています。今後も国や都の動向を踏まえ、適切に取り組んでいきます。	生活衛生課
65	議会	書面	動物愛護推進基金などを活用して、災害時の被災動物の保護などに資する一時保護所を民間団体等と連携して設置するなどを検討していただきたい。	3	飼主の分からない放浪動物や傷病動物は、各地域避難所で一時保護され、その後区のペット保護所を経由して東京都動物愛護相談センターへ移送されます。民間団体等との連携につきましては防災・動物愛護の観点からその必要性を検討します。	生活衛生課
その他						
66	個人	説明会	参加している人数が少なく、説明会があることを知らないのではないかと。 今後は動画配信や配信した動画がアーカイブで後日も視聴できるなど説明会の方法についても工夫を行ってほしい。	4	説明会の開催については、区民の皆さんにお知らせするとともに、関係団体等に幅広く周知したところです。 今後は、多くの方からご意見を頂けるよう動画配信などオンラインの活用を検討してまいります。	健康福祉計画課